

○遺失物等の取扱いに関する訓令の運用等について

平成19年12月10日
岩警務第51号警察本部長
岩生安第88号

〔沿革〕 平成30年3月岩会第77号改正

各部長
首席監察官
各所属長

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「施行令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）が、旧法令の全部改正で公布施行されたことから、当県における取扱いを定めた遺失物取扱細則（平成元年岩手県警察本部訓令第6号）を全部改正し、遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年岩手県警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）を定め、その運用等を次のとおりとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、「遺失物取扱細則の運用について」（平成元年3月29日付け岩警務発第20号、岩防犯発第45号）は、廃止する。

記

第1 拾得物件の受理及び遺失届の受理

- 1 拾得物件控書、遺失届出書の記載等受理については、拾得物・遺失届受理要領の全部改正について（平成19年12月10日付け岩警務第52号、岩生安第89号）により処理すること。
- 2 拾得物件控書等には、あらかじめ年度当初までに、交番等ごとに一連番号を付し、拾得物件預り書には署長印を押印し、署地域課長を通じて、交付しておくものとする。
- 3 漂流物又は沈没品の届出があった場合は、水難救護法（明治32年法律第95号）の規定により、市町村長において取扱うこととされている旨を説明し、拾得物件としては受理しないこと。
- 4 無価値と思われる物件であっても、法の趣旨から、届出を受理せざるを得ないことが原則であるが、届出者の年齢、性格、拾得時の状況、拾得地域の風俗・習慣等を考慮した上で、客観的に受理することが妥当でないと認められるときは、これを受理しないことができる。

第2 所有者の判明しない犬・ねこ等の扱い

所有者の判明しない犬・ねこ等の取扱いについては、所有者の判明しない犬・ねこ等動物の取扱いについて（平成19年11月30日付け岩会第488号）により、処理すること。

第3 所持が禁止されている物件等の取扱い（第6条関係）

- 1 法第4条第1項に規定されている「所持が禁止されている物に該当する物件」については、それぞれの法令の定めに従い処理されなければならないものであり、署関係課等協議して取扱いを決めること。
- 2 同じく同項に規定されている「犯罪の犯人が占有していたと認められる物件」については、拾得の状況、犯罪との関連等を備考欄又は別紙に記入し、物件の処理については別途通知すること等可能な範囲で拾得者に説明し、拾得物件預り書を交付するときは「拾得者の物件引取期間」は記入しないこと。
- 3 拾得物件を、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第221条の規定により領置するときは、担当者から仮受領書を徴すると共に、その旨を拾得者等関係者に通知しなければならない。
- 4 領置していた物件を、返還等するときは、拾得物管理者である署長に還付した後において、被害者に返還、拾得者に交付等の手続をとること。

第4 埋蔵文化財の取扱い（第7条関係）

- 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第100条の規定により、発掘により文化財を発見した場合は、発見の通知のみなされるが、受理した署においては、公告すると共に、公表のための手続をしなけれ

ばならない。

- 2 文化財保護法第101条の規定により、交番等又は署に提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、県等教育委員会に提出し、同法第102条の規定により「鑑査」を受けなければならないものである。この場合は、埋蔵文化財提出書を2部作成し、本部長を経由して、提出すること。

第5 通報、照会及び報告（第17条関係）

第2項のシステムの運用については、岩手県警察遺失物管理システム運用要綱の制定について（平成19年12月10日付け岩会第520号）によること。

第6 拾得物件の保管等（第18条関係）

- 1 第2項に定める署で現金保管できる限度額は、次のとおりとすること。

(1) 盛岡東、盛岡西、北上、奥州署	20万円
(2) 一関署	15万円
(3) 花巻、大船渡、宮古、久慈、二戸署	10万円
(4) 岩手、紫波、千厩、釜石署	5万円
(5) 遠野、岩泉署	3万円

- 2 現金保管するための預金の引き出しはしないこと。

- 3 第6項の拾得物件受払簿には、毎月末の預金残高証明書及び保管現金との照合、小切手の支払未済がある場合はその確認及び記録をし、署長まで、受払状況を確認したことの押印を受けておくこと。

第7 拾得物件の売却等

- 1 時日の経過により失効する切符等がある場合は、売却処分に準じた扱いで、現金と引き換えること。
- 2 法第9条第2項及び施行令第3条に該当する物件で、現物で保管する必要のない物件については、積極的に売却すること。

第8 拾得物件の返還の通知等（第20条関係）

- 1 遺失者及び拾得者いずれへの通知も文書によることを原則としつつも、電話等口頭で行うことも否定するものではなく、その場合は経緯を明らかにしておくこととした。
- 2 第3項の拾得者・施設占有者への通知は、拾得物件預り書に記載しているため、規則第18条第5項の規定により省略できるが、貴重な物件等について、担当者が必要と認めたときに通知することとしたものである。

第9 県帰属拾得物件の取扱い（第21条関係）

- 1 通常は、3箇月の保管期間後2箇月の受取期間が経過した時点で県帰属となるが、拾得者及び施設占有者が権利放棄し、若しくは権利を失ったもの又は職務上拾得した物件については、保管期間経過後に県帰属となるものである。
- 2 第1項の県帰属の期間及び引渡期限は、通常の取扱いにおけるものを定めたものであり、保管上特に支障があるとき等においては、その都度県帰属の取扱いを行うことができる。

第10 国帰属拾得物件の取扱い（第22条関係）

- 1 国帰属拾得物件引渡書は3部作成し、本部長に提出すること。
- 2 第18条第4項に規定する保管を委託している場合で、物件の移動が危険を伴う等困難な場合は、現物は保管委託のままとし、国帰属拾得物件引渡書に拾得物件保管請書の写しを添付すること。

第11 拾得物件の払出し（第23条関係）

- 1 小切手帳は、常時1冊備え付け、保管現金と共に金庫に保管しておくこと。
- 2 書き損じ等の小切手は、朱書で斜線を引き、「誤記」と表示し、保管しておくこと。
- 3 完結した拾得物件控書等の書類の保存は、返還、引渡し、県帰属等に区分し、受理番号順に整理して保存すること。

第12 未済小切手の処理（第24条関係）

- 1 振出小切手に支払未済があるときは、当該受取人に、速やかに現金を受け取るように、連絡すること。
- 2 小切手法（昭和8年法律第57号）第51条の規定により、支払呈示期間経過後6月で時効となり、小切手が無効となるため、県の歳入に納入の手続をとるものである。

3 支払未済小切手の処理については、本部会計課と協議して行うこと。

第13 署長の引継ぎ（第25条関係）

1 引継ぎは、次の記載例のとおりとすること。

（例） 上記のとおり、 年 月 日（異動発令の前日）現在を持って引継ぎする。
年 月 日（引継ぎを完了した日）

前任 ○○警察署長 氏 名 ㊟

後任 ○○警察署長 氏 名 ㊟

2 拾得物件の引継ぎをするときは、預金残高証明書を添付すること。

3 拾得物件引継報告書は、引継ぎ終了後7日以内に、本部会計課に送付すること。

第14 拾得物件の検査（第26条関係）

1 拾得物件の検査を実施するときは、特別の事情がない限り、あらかじめ検査実施日及び検査員の氏名を通知するものとする。

2 検査の通知を受けたときは、検査日前日現在で、拾得物件受払簿の保管金残高及び保管物品残について、未完結の拾得物件控書と照合し、検査員に提出すること。

3 検査立会者は、署長とし、署長が不在の時は、副署（次）長又は会計課（係）長とする。

第15 特例施設占有者の指定等

1 次の事務の申請先及び問い合わせ先は本部会計課となっているが、署にあっては、本部会計課と連絡を密にし、取扱いに遺漏のないようにすること。

(1) 施行令第5条、規則第28条及び特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年岩手県公安委員会規則第19号。以下「指定規則」という。）第2条の規定により行う特例施設占有者の指定の事務

(2) 規則第30条及び指定規則第3条の規定により行う特例施設占有者の指定の取消し事務

(3) 法第25条及び指定規則第4条に規定されている施設占有者及び特例施設占有者に対する報告の要求等並びに法第26条及び指定規則第5条に規定されている施設占有者及び特例施設占有者に対する指示の事務

2 署担当者が口頭で行っている指導、教養等は、行政指導的なものであり、前項の事務には該当しない。

3 法第25条、第26条、第41条及び第42条の規定による報告を求め、指示をし又は罰則規定を適用する必要のある事案が認知された場合は、速やかに本部会計課に通報すること。